

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和3年5月10日(月曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時59分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

- ① 令和3年度水戸市社会福祉協議会事業計画及び予算について (福祉総務課)
- ② 水戸市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について (障害福祉課)
- ③ 水戸市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について (高齢福祉課・介護保険課)
- ④ 水戸市DV対策基本計画(第2次)について (子ども課)
- ⑤ 新型コロナウイルスワクチン接種について (保健予防課)

(2) その他

2 出席委員(7名)

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議員 中庭次男君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉部副部長兼福祉事務所副所長	田中誠一君
福祉事務所参事兼子ども課長	柴崎佳子君	福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保克哉君
福祉総務課長	堀江博之君	生活福祉課長	櫻井学君
障害福祉課長	平澤健一君	高齢福祉課長	小林かおり君
介護保険課長	荻沼学君		

保健医療部長	大曾根	明子	君	保健医療部 副部長	小林	秀一郎	君
保健所長	土井	幹雄	君	保健所技監兼 保健衛生課長	前田	亨	君
保健総務課長	三宅	陽子	君	地域保健課長	野口	奈津子	君
保健予防課長	大岡	要之	君	国保年金課長	関根	豊	君
教育長	志田	晴美	君	教育部長	増子	孝伸	君
教育委員会 事務局教育部 参事	菊池	浩康	君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長	三宅	修	君
総合教育研究 所長	春原	孝政	君	学校管理課長	細谷	康之	君
学校保健給食 課長	小川	佐栄子	君	幼児教育課長	松本	崇	君
学校施設課長	和田	英嗣	君	生涯学習課長	湯澤	康一	君
歴史文化財 課長	小川	邦明	君	放課後児童 課長	大和	敦子	君
中央図書館長	林	栄一	君	教育研究課長	野澤	昌永	君
6 事務局職員出席者							
法制調査係長	富岡	淳	君	書記	堀江	良	君

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、橋教育部参事が公務出張のため、欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

それでは、令和3年度水戸市社会福祉協議会事業計画及び予算について、執行部から説明願います。

堀江福祉総務課長。

○堀江福祉総務課長 おはようございます。

それでは、令和3年度水戸市社会福祉協議会事業計画及び予算について、福祉総務課提出の資料により御説明させていただきます。

資料①概要版の1ページを御覧願います。

こちらの資料は、お配りしております冊子から市関係分の内容を抜粋したものでございます。

1ページから2ページの上段にかけましては、社協の基本理念と令和3年度の基本方針、重点目標になります。

Ⅱの基本方針では、中ほどになりますが、市社会福祉協議会では時代の変化にあわせた新たな戦略をもって経営を行いながら、地域共生社会の実現に向けた協働の中核を担う組織として、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせる、「福祉のまち水戸」の実現に向けて、多様な主体が連携し、身近な困り事を受け止め、支え合う地域づくりの取組を進めてまいります。

令和3年度は、社協が策定した計画が計画期間の2年目となりますことから、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、引き続き、社会情勢や地域福祉を取り巻く状況をしっかりと捉えながら、各部門における取組を組織全体で推進していくこととしております。

Ⅲの重点目標では、1から次ページの6まで、法人全体及び部門ごとの重点目標を掲げてございます。

2ページ、3ページを御覧願います。

基本方針や重点目標などを踏まえ、各事業を展開してまいります。

Ⅳの実施事業では、5つの部門における市の補助事業及び委託事業等を抜粋してしております。それぞれの事業の右側には括弧書きで支出科目と予算額を記載してしております。

主な実施事業について申し上げます。

2ページの2、地域福祉部門の(1)生活支援体制整備事業につきましては、4年目となる事業で、誰もが共に支え合う地域づくりを推進するため、社協支部や地域住民、各種団体、行政等と連携し、地域課題を協議し、課題解決に向けた取組を支援する事業でございます。

次に、3の相談支援・権利擁護部門の(3)生活困窮者自立相談支援室の運営のうち、イ、生活困窮世帯学習支援事業につきましては、6年目となる事業で、生活困窮世帯の児童、生徒を対象に学習支援や居場所づくり、保護者への進学相談を行うもので、今年度につきましては、引き続き赤塚のミオス、いきいき交流セ

ンターふれしあ・あじさいと竹隈市民センターの4か所において実施してまいります。

次に、(4)権利擁護サポートセンター運営のうち、ア、県央地域成年後見制度利用促進に係る中核機関等の実施につきましては、新規事業になります。県央地域の市町村が連携し、関係機関を含め、権利擁護支援を目的とした地域連携ネットワークの強化を図るとともに、従来の取組に加え、成年後見制度利用促進や後見人支援機能などの拡充に取り組んでまいります。

次に、3ページ、4の介護・生活支援サービス部門と5の就労支援サービス部門につきましては、旧事業団の施設系の事業になります。

4の介護・生活支援サービス部門では、水戸市身体障害者生活支援施設いこいや水戸市立開江老人ホームの運営の指定管理など、施設事業者の利用者及び家族等の意向を尊重しながら、高齢者から障害者、乳幼児までの幅広い事業を展開してまいります。

5の就労支援サービス部門では、利用者の工賃向上や一般就労の支援に努め、生活の質の向上を目指した事業運営を行ってまいります。

次に、4ページを御覧願います。

令和3年度予算のうち、市からの補助・負担金及び委託料を一覧にしたものでございます。令和3年度予算の市費分の合計額といたしましては、下の3の合計のところになりますが、14億2,562万6,000円で、昨年度より3,070万1,000円の増となっております。

主な増減の理由について申し上げます。

1、補助・負担金の一番上の職員設置費補助金の増につきましては、社協からの繰入れの減少によるものでございます。

その2つ下の日常生活支援事業補助金の減につきましては、県補助分の増額に伴い、市費分を減額としたことによるものでございます。

次に、2、委託料、(1)業務委託料の上から4つ目、基幹型相談支援センター経費の増につきましては、昨年度の10月にスタートした事業で、主に4名分の人件費になりますが、今年度につきましては、年間分の人件費を計上させていただいたことによるものでございます。

次に、(2)指定管理に伴う管理業務委託料の一番上の福祉ボランティア会館の減につきましては、社協からの繰入れの増により、市費分を減額としたものでございます。

その下の身体障害者生活支援施設いこいの減につきましては、社協の拠点間繰入金支出が減少したことによるものでございます。

なお、参考としまして、最下段に社協の自主事業等も含めた法人全体の予算額を記載してございます。令和3年度の予算額合計は、18億5,307万3,000円でございます。

次に、5ページを御覧願います。

社会福祉協議会の組織図になります。令和3年度については組織の変更はなく、総務企画課から就労支援課までの5課体制で引き続き業務を推進してまいります。職員数につきましては、右側の上段の表になりますが、昨年度と比較しまして、プロパーと嘱託員の職員数に変わりはありませんが、臨時職員が1名減となり、全体では1名減、職員数は269名となっております。また、本年4月1日の人事異動により変更と

なった方は、アンダーラインが引かれている方ですけれども、会長及び課長以上の管理職の方に変更はございません。

なお、お手元に配付しております令和3年度事業計画並びに収入支出予算書の冊子につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

田口委員。

○田口委員 令和3年度事業計画ということで示されておりますけれども、令和2年度についても予算の額が示されているわけですけれども、現在、こういうコロナ禍の状況の中において、令和2年度については、この予算の執行状況というか、かなり変更があったものがあるかもしれないということでお聞きしたんですけれども、何か予算を計上されたけれども、このコロナ禍の影響でかなり影響が出たんだという、執行しなかったというふうなことがあればお聞かせ願いたいと。

○鈴木委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 ただいまの御質問にお答えします。

令和2年度の事業等についてでございますが、やはりコロナ禍においてかなり影響を受けてございます。特に、施設系でございますが、休館の期間が数か月ございましたので、これについては光熱費等も使っていない部分もございますので、今令和2年度についてかなり精算ということをやっている状態で、委託それから補助についても市のほうに返還している状況でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 また、例えばこの委員会でもよく話が出ますけれども、生活困窮者の学習支援においては、こういう状況の中で、これは実際学習支援の事業は滞りなくやられたんですか。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

学習支援につきましては、通常6月の最初の土曜日から開始するところでございますが、昨年度のコロナの影響によりまして、2週間ほど遅らせて開始はしましたが、それ以降は通常どおりと同じような形で運営させていただいております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 あと、それでは、新規ということでの権利擁護サポートセンターの運営というのを新しく設けられたことについて、もうちょっと説明いただいてもよろしいですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

新規事業の中身でございますけれども、県央地域定住自立圏事業として成年後見支援事業に取り組んでおりまして、現在権利擁護サポートセンターを中心に、成年後見制度の普及啓発や市民後見人の養成、法人後見の支援等を実施しております。その部分につきましては、引き続き定住の事業として継続し、同サポート

センターを広域の中核機関として位置づけ、機能を拡充し、それから制度の利用促進を促すための必要とされる様々な機関や団体の地域ネットワークを構築していく、そういったことを実施してまいりたいと思っております。機能の拡充という部分ですけれども、今後利用促進を進めるために後見人の受任調整の支援を検討していくということや、あるいはさらに市民後見人の活動機会を増やすような、そういった場の検討などをしてまいりたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 では、最後に、この後見人事業というのは、実績ってどのくらいになっているんですか。数を教えていただきたい。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林高齢福祉課長 定住自立圏全体の法人の後見受任件数につきましては40件、そのうち水戸市社会福祉協議会は16件を受任しているような状況です。

○田口委員 はい。

○鈴木委員長 よろしいですか。

木本委員。

○木本委員 すみません。端的に聞きたいのが、今回2年目ということなんですけれども、1年目がそもそもコロナ禍ということで、ここに生活困窮者自立相談支援室の運営ということで、大きく自立相談支援事業、住居確保給付金、学習支援事業は先ほど聞いたと思うんですけれども、貸付金の事業とかもやっているかと思うんですが、コロナ禍においてそういったものは例年よりもやはり相談が多かったんですかね。生活福祉の分野では、それまで影響はなかったということはもう聞いているんですけれども、そうじゃない部分、こういった生活困窮者自立相談の部分で何か変化があった、コロナ禍においての何か影響があったのかというのを教えていただければと思います。

○鈴木委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

コロナ禍における生活福祉資金の貸付けの状況でございますが、やはり大変申請が多くなってございます。例年ですと、年間10件あたりなんですけど、緊急貸付けの生活資金小口、緊急小口資金のほうは年間で約2,000件出ております。約200倍となっております。

また、そのほかに3か月借りられます総合支援資金のほうもございまして、総合支援資金の延長、それから再貸付け、それから先ほど申し上げました緊急小口資金をあわせると、これまでに約5,000件近く受けておまして、貸付けの総額217億円と、相当増えている状況でございます。最近の状況としましては、やはりコロナ禍で1年がたちましたので、何とか皆さん頑張って食い止めたんですが、現在はかなりまた新規の方が増えているということになっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 御説明ありがとうございます。

そうなんですよね、生活福祉の分野ではそこまできなかつたんですけれども、もしくは1年たって徐々

に影響がまた出ていると思うんですけども、ここで気になるのは貸付金の返済期間なんですけれども、行政が前みたいにお金を、給付金をあげられればいいんですけども、今はなかなか水戸市もそういった財政状況にないと思いますので、厳しい方にはこういった部分で制度的な猶予、こういったものを実際与えていなくちゃいけない。逆に言えば、それぐらいしかできないんだろうと思うんですけども、これ制度的には貸付けの返済期間というのはどういった状況なんですかね。

○鈴木委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 お答え申し上げます。

現在、国のほうの制度でございますが、やはり返すのにも大変困っている方が多いということで、期間については償還が始まるのは、今年度まで待っていただいて、令和4年度から始まるような状況でございます。

また、償還免除につきましても、例えば非課税世帯の方とか、その辺の部分を国のほうで制度の検討をしております、そこは柔軟に対応していくということで、市町村のほうもそれに準じて対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ぜひそこは、もちろん国の基準に準ずるんでしょうけれども、令和4年がどういった状況かというのは、もちろんまだはっきりしませんので、とにかくそういった猶予をどういうふうに与えていくかというのはですね、これに限らずこれからそういった福祉以外でもかなりいろいろ問題が出てくるんじゃないかと思っておりますので、福祉分野においてはぜひそこは柔軟に猶予を与えるような貸付制度であってほしいと要望いたします。

以上です。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 冊子の4ページの地域福祉部門のところ、昨年度はコロナ禍で外出ができないということで地域活動がかなり縮小されまして、人々の交流がなくなってしまったということで、ここに書いてあるような事業がとっても必要になってくると思っておりますけれども、実際にこちらに書いてある重点項目などには、ボランティア事業もありまして、このボランティアを担う人たちも高齢化してきていると思うんですけども、そのようなボランティアの担い手は昨年度どうだったのかということ、今後担い手はどのように増やしていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○鈴木委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

ボランティアの担い手ということでございますが、やはりボランティアの担い手に限らずコロナ禍において地域福祉の人材、担い手というところが影響を受けてございます。地域福祉部門におきましては、これまでの福祉サービスの受け手、支え手という一方通行の関係を超えて、まずは全ての人が支え合う地域共生社会づくりを進めていくということで行ってございます。

特に、そのボランティアの関係でございますが、高齢の方も外出控えということもありまして、講座等もなかなかできなかった状況でございますが、昨年度で申し上げますと、例えば若者のボランティアの担い手

を育てていくという面でございますが、社会福祉協議会と常磐大学と常磐短期大学との協定を結びまして、今双方の資源を活用し、福祉のまちづくりに寄与していくというふうな新たな取組も行われていますので、今現在コロナ禍でなかなか対面でのやり取りが難しい状況ではございますが、今後ともここは社会福祉協議会が力を入れている分野でもございますので、市とも一緒に連携して取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 この4ページに書いてあるマスコットキャラクターの制作などが、学生などの若者と一緒に広報活動に活用していくというお話の中で、これも含まれているのかなと思います。共助ってすごく難しいなってコロナ禍で感じていて、働いている人はなかなかボランティアに参加できないけれども、そういう若い人たちがどんどん参加していかないと、共助もできなくなってしまうので、若い世代、働いている人たちもどんどんボランティアに参加をできるような水戸市になっていけたら、2040年問題も暗くなくて、明るい未来になるのかなと思いますので、そういうところのつながりについてすごく何か難しいんですけども、ぜひ話を進めていっていただきたいなと思います。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 すみません。10ページの住宅確保給付金のほうは、今どのくらいの件数なのか、どんな状況なのか、お願いします。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

昨年度の新規申請の件数でございますが、317件となっております、延長等を含めると総数で600件となっております。支出額につきましては、約5,800万円となっております。その前の年の申請件数が20件でしたので、大幅な増加となっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 ここ1年か2年ぐらい事業団からの報告書って、こういう薄っぺらなやつになっちゃったんだけれども、昔はもつとちゃんと、例えば事業所の利用状況とかさ、そういうのが入ったもう少ししっかりした報告書ができていたと思うんだけれども、これはあれですか、委員会用にお作りいただいたわけですかね。

○鈴木委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

冊子でございますが、こちらは令和3年度の事業計画並びに収入支出予算書ということで、これは従来どおりこれぐらいのボリュームでございます。今、袴塚委員がおっしゃった事業報告等につきましては、8月の委員会のときに報告させていただいておりますが、別冊子でやはり同じような事業報告の冊子と、それから決算書の冊子のほうがかなり分厚いもので報告させていただいているところでございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これは、文言が美しく書いてあるので、素晴らしいと思うんですよ。現実の問題として予算を審議するときに、昨年の状況も分からない中で皆さん方が提案してきたお金をうのみにして、我々はいいだろうという論議しているわけ。そういうことからいくと、例えば事業計画をやる、事業計画というのが入っているんで、逆に言うと、昨年の要するに何とかという、むつみとか、はげみとかいろいろあるけれども、そういうところの就労体制がどうなっていて、利用がどんなふうになって、どうのこうのという数字が現実今年度こういう予定でいますよということにならないと、ここの文言に書いてあるのは事業計画ということなんで、それについてはどうなのかなって思うことだけ言っておきます。

それから、もう一つ、合併するときには、一つの課題として経費削減というのもあったわけですよ。去年、前々回ぐらいから、ここに役員さんが1人増えている状況があるんですが、これは何か目的があってお増やしになったのか。当初の我々に対して合併時に説明されたのは、要するに今2人いるトップを1人にして、そして事務の簡素化を図って、その経費削減した分について事業の充実アップを図っていくんだという、そういう説明をされていたと思うんですけども、名前は特定しませんけれども、役員さんが増えていると。これ何か目的があって増えているのであればいいんですが、その辺については、これはどういう状況なのか分かっていればお伝えいただきたい。分からなければ結構です。

○鈴木委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

合併の目的の一つに経費の削減と、それから組織のスリム化ということがございます。合併時には、役員とそれから職員等も減らしているというところではございますが、今、委員がおっしゃったように、常務理事が、今現在2名体制となっております。これは、その流れと逆行するかもしれませんが、一昨年度に常務理事が体調を崩されまして、ちょっと長期療養に入られました。社協のほうで業務に支障があるということで、市のほうに要請がありまして、令和2年度から2名体制ということでやらせていただいております。特段目的という部分でなかなか詳細な説明が難しいんでございますが、御理解いただきたいと思っております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これ社協の中の理事会も通っている案件だと思うんで、我々がとやかくは言いたくはないけれども、当初の目的を理事の皆さん方も評議員の方も忘れてもらっては困る。体調崩している、そのカバーが必要だというんならば、体調崩しているそのカバーの時期だけだよ。まさに任期職員で間に合うんだよ。それがなし崩し的に増えちゃうというところに、行政の問題があるんだよ。

だから、合併することが全て効率的ではないと僕は思っている。やっとなら事業団経営の方が事務局長になったんで、少し組織が変わるのかな、少し合併したときの目的が果たせるような状況になるのかなという期待はしている。期待はしているけれども、その中でやっぱりやりづらくなってしまうようなことになったんでは困るんで、その辺についてはやっぱりはっきり1名なら1名ということで、今回指名された方は致し方ないにしても、増やすんなら何で増やすのか、じゃその方は何をやるのか、なぜ1人ではできないのかと。会社にこのぐらいの事業をやって、親方日の丸でやって、赤字も何も出たって関係ない会社は、こんな1人も2人も要らないよ、こんなもん。だから、その体制が何なのかということだけちょっと後でお聞かせいた

だきたい。

それから、今話を聞けば8月には出ますよということなんで、8月に審議したいと思いますけれども、この新規事業と重点事業については、言葉ではいいなと思うんだけど、現実にそれがどんなふうに進められるのかというところについて、やっぱりもう少し細かい説明をしていただければというふうに思うんです。今、後藤委員のほうからもお聞きになったようなところも含めて、新規事業が幾つかあります。従来の事業がなかなか結果が出ない中で、新規事業を増やす、そして人員体制が増えているのか、増えていないのか、こういうところにも疑問点があったりするんで、その辺については8月にしっかりちょっと論議をしたいと思うんで、これについては一応せっかく作っていただいた案件ですから、私のほうではちょっと論議を先延ばしさせていただきます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、水戸市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、水戸市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画につきまして御説明をさせていただきます。

福祉部障害福祉課提出資料①を御覧いただきたいと思います。

1の計画策定の基本的事項でございますが、(1)計画策定の趣旨でございますが、本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づきまして、国の基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制を確保し、障害者への支援を計画的に推進するために策定するものでございます。

また、成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく市町村成年後見制度利用促進計画を内包するものといたします。

(2)といたしまして計画期間でございますが、令和3年度から令和5年度までの3か年でございます。

2の計画の基本的方向でございますが、(1)といたしまして目指す姿は、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け、「障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸」を本計画の目指す姿といたします。

(2)の基本方針でございますが、3点掲げてございます。

基本方針1は、安心して地域生活を送るための障害福祉サービス等の充実といたしまして、障害者が地域で安心して暮らすために障害福祉サービスの支給量を適切に見込み、持続的な提供体制の確保を図ってまいります。さらに、これらのサービスの質の向上に取り組んでまいります。

基本方針2といたしまして、発達段階に応じた障害児通所支援等の充実を掲げてございます。障害児が発達段階に応じた支援を受けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援等により、支援などを推進し、安心して生活できる環境づくりを進めてまいります。

基本方針3といたしまして、地域生活を支えるきめ細かい支援の充実を掲げてございます。相談支援体制の強化を図るとともに、障害者に対する理解の促進、虐待の防止、差別解消に向けた取組を実施し、成年後

見制度の利用促進など、障害者の権利擁護を進めてまいります。

(3)重点施策につきましても、3点定めております。

重点施策1は、地域での住まいの支援でございます。

重点施策2は、発達障害児に対する支援の強化でございます。

ページを返していただきまして、2ページを御覧いただきたいと存じます。

重点施策3は、成年後見制度の利用促進を掲げてございます。

(4)といたしまして目標指標を示しております。3ページにかけまして、7項目設定をしております。

成果目標1、福祉施設の入所者の地域生活への移行。

成果目標2といたしまして、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築。

成果目標3、地域生活支援拠点等が有する機能の充実。

3ページを御覧いただきたいと存じます。

成果目標4、福祉施設から一般就労への移行等。

成果目標5、障害児支援の提供体制の整備等。

成果目標6、相談支援体制の充実・強化等。

成果目標7、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を掲げてございます。

続きまして、4ページを御覧いただきたいと存じます。

3、施策の体系を示してございます。

目指す姿であります、障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸を実現していくため、3つの基本方針、7つの基本施策、13の具体的施策を掲げております。

なお、本計画の推進に当たりましては、市関係各課や社会福祉協議会をはじめ、関係機関、民間事業者、福祉団体等関係者との相互の連携を図りながら、効果的に推進をしてまいりたいと考えております。

また、PDCAサイクルの手法に基づき、進行管理を行ってまいります。

別添の資料2、計画の詳細につきましては、後ほどお目通しをお願いしたいと存じます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

この障害児の発達支援について、具体的施策というのを今ちょっと見ているんだけど、48ページかな、ここに利用者の増加、今年度の数値目標が入っているんだね。この過去の年度を見ると、20名とか30名ずつ増えてきていて、21年度、22年度、23年度については、やや伸びに陰りがあるように思える数字なんですね。障害児だと、発達支援を受けなければならないという、そういう児童がいてもなかなか親御さんが認めたくない。相談に行ったほうがいいですよという助言をしても、なかなか行けない、行かない、そういう状況が実はあるんですね。そのことは、子どもにとっても将来非常に不利益になる。早い段階だったらもう少し改善でき、もしくは全く改善できちゃう部分がある方も、その親御さんの意識が改革できないために、なかなか思うように進まないということがあるんだと思うんです。そういう方に対しての、

逆に言うと、親御さんに対しての啓発事業、こういったものについては、ここの部分だけでいえば何かお考えですか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えをいたします。

児童福祉法に基づきまして、児童発達支援ですとか、放課後等デイサービスという事業が定められております。それは、法律に基づく個別給付、国からの報酬を頂いて実施する事業でございますが、それとは別に水戸市独自の制度といたしまして、子ども発達支援センターを設置してございます。そこは、個別給付外の、あくまでも法律外の水戸市独自のセンターを設けてございます。そこは、保健センターの1歳半検診あるいは3歳児健診、もしくは教育委員会とも連携をいたしまして、今度通級教室を福祉部に移管したような形を今年度から取っておりますけれども、そういった健診等で何らか発達に疑いがあると思われるお子様ですとか、保護者の方の情報が入ってまいりますので、そちらの方々に通知をいただいて、親御さんに対しても、詳しく相談を伺いながら、そういった個別給付のサービスにつながっていくような形の体制、面接等を重点的に実施している状況がございます。水戸市独自として、それは行っている事業でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 いずれにしても、親御さんの意識の問題なんだよ、これ。だから、自分の子どもが障害者だと言われてたくないとか、思われたくないとか、その意識は十分よく分かる。しかしながら、子どもにとってはやっぱり早い段階でそういうところに御相談をさせていただいて、そしてできるだけ早い対応をしていたくということのほうが、子どもの将来にわたってもいいわけですから、ぜひそういうところの啓発活動をやっぱりしっかりやっていただきたいと思います。

この福祉計画の中からちょっと外れるかも分からないんだけど、以前は例えば車椅子に健常者が乗って、いかにそのまちが歩きづらいかとか、地域の中で生活しづらいかなんていうのを体験学習して、それを都市計画に生かそうとか、そういうこともやってきたんだけど、現実のところ、そういったことがまだ、なかなかこのまちの中では進んでいない。要するに、歩道があって低くはなっているけれども、1センチぐらいは高いんだよ、あれ、どうしても。そこに車椅子で上がろうとすると、前輪が曲がっちゃったりなんかして思うように上がれない。そういうこともあるわけですよ。この地域福祉計画の中では、やっぱりここに基本方針の1番目として、安心して地域生活を送るための障害者福祉サービス等の充実、これ福祉サービスってお金をやるだけが福祉サービスじゃないんで、やっぱり生活ができるという、障害者でも立派に生きていけるんだという、そういうものを確立するためのやっぱり社会資本の整備と、こういうものも私は大事なんだと思うんですね。

ですから、ぜひ福祉部のほうから発信していただいて、やっぱりこういうものもまちづくりの中に生かされるような、そういう施策をひとつ打っていただかないと、なかなか障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸にはならない。今のところそういったインフラ整備については、笑顔は全くこぼれない、非常に辛い、そういう都市づくりしかできていないということなんで、ぜひそういったところにも福祉部のほうから強力に発信して、成果を上げていただくようお願いしたいというふうに思います。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 この薄いほうの資料のところから3点ほど質問させていただきます。

1 ページの2の(2)基本方針2のところの発達段階に応じた障害児通所支援等の充実ということのところなんですけれども、現在は放課後等デイサービスなんですけれども、大体水戸市内に約50か所ぐらいあるって聞いておまして、それを何となく考えると小中学校ごとに1個ぐらいあるのかなって思うんですけども、かなり数的には多くなってきているのかなって印象なんですけれども、その数は増えてきておりますが、この中身ですね。ここに書いてあるのは、その発達段階に応じた支援を受けられるという、その質のことも書いてありますので、この放課後等デイサービスについての質というのは、どのように確保されているのかについてお伺いします。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えをいたします。

今現在、おっしゃっていただきましたように、市内に56か所、放課後等デイサービスが設置されている状況がございます。今回、国のほうの指針の中でも、障害福祉サービス等の質の向上ということが、国の指針に新たに示されている状況がございます。そのため、本体計画の中の70ページ、71ページにかけてでございますが、主に71ページを御覧いただきたいと存じますが、目標指標の表の一番下のところに、障害福祉サービス事業者に対する指導監査等の実施回数ということで、目標となる数字を掲載してございます。こちらにつきましては、集団指導に関しましては、事業所に対しまして講習等を年1回程度予定をいたしております。その下のところ、実地指導につきましては、おおむね3年に1回程度の実地指導としまして、事業所に対して具体的な運営の内容等につきまして、指導監査を行っていくことによりまして、サービスの質の向上を図ってまいりたいという考えを計画している状況でございます。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

この71ページのところに書いてあることによると、県が実施する研修を受けた市職員が実地指導をするということになりますかね。

○鈴木委員長 大久保福祉指導課長。

○大久保福祉事務所参事兼福祉指導課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

実地指導につきましては、福祉指導課のほうで中核市になりましてから担当しておまして、職員を県のほうに派遣をして研修を受けるのは2年前にもう既に実施をしておまして、2名ほど研修を修了した者がございます。そのほかの職員につきましては、昨年度から市の内部で研修をして実地指導のほうは担当させていただいております。

以上でございます。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 分かりました。ありがとうございます。

じゃ、指導を受けた方が実地指導をされて、その中でしっかりと放課後等デイサービスの内容については質の向上に努めているということで分かりました。

これ150件って書いてあるのは、年に150件ですか。

○鈴木委員長 大久保課長。

○大久保福祉事務所参事兼福祉指導課長 この150件につきましては、おおむね3年に一度という形で全施設を回る計画を立てております。水戸市につきましては、福祉サービス事業所は約450件ほどございますので、3年で割りますと約150件程度という形の計画をしてございます。ただ、昨年につきましては、コロナの感染拡大ということもございまして、実際に実地指導がなかなか計画どおりには進めなかったというところがございます。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 そうしましたら、今後はコロナ対策をしっかり行いながら実地指導を行っていくということで、水戸市内にある放課後等デイサービスに限らず、福祉事業所に関して450か所に、3年に一回は実地指導ができるということなんです。

○鈴木委員長 大久保課長。

○大久保福祉事務所参事兼福祉指導課長 はい、委員のおっしゃるとおりでございます。3年に一度で計画をしてまいりたいと思います。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

次は、同じく資料①の1ページの2の(2)の基本方針3のところの基幹相談支援センターなんですけれども、これ設置されて1年半ぐらいたったんですが、実績についてお伺いします。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えをいたします。

令和2年度の実績に対しましては現在ちょっと集計中ございまして、細かな数字を持っていない状況でございますが、市内31か所ございます基幹型相談支援センターの下に位置します計画相談支援事業所というものがございます。そちらで抱えた困難ケース等につきまして、その上に位置する基幹型相談支援センターで相談を受けて適宜対処している状況でございます。数字につきましては、ちょっと集計中ございまして、申し訳ございません。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

次は、次のページの2のところの(4)の成果目標2の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということでお聞きしたいんですけれども、これからは精神障害の方にも地域包括ケアシステムを構築していくということが進められているんですけれども、水戸市においては、介護のほうの地域包括ケアシステムとこちらの精神障害の地域包括ケアシステムと、もっと大きくしてみんな一緒に障害のある人を見ていきたいと思いますという、そういう方向性で進めていくのかどうかについてお伺いします。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えをいたします。

こちらにつきましては、精神障害に対応した地域包括ケアシステムということでございますので、介護分野、高齢分野とはまた別のものがございます。あくまでも精神障害者が地域の一員として安心して地域で生

活できるように保健分野ですとか、医療分野、あるいは福祉分野等の関係者がチームを組みまして、例えば入院されている状況の方が地域に戻るための具体的なケース検討等を行っていくような、そのチームを構築してまいるということですので、高齢分野との直接的な連携とはまた別のシステムを構築していくという考えでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 分かりました。

自分が障害者に属しているか、それとも高齢者になって生活に不自由しているのか、それとも精神障害があって、それが高齢者になって介護になって困っているのか、様々な事例があるかと思うんですけれども、これからの時代はいろんな人を含めて地域包括ケアシステムの構築というのが進められていくのかなと思うので、障害者、高齢者で分けることなく、地域包括ケアシステムを進めていくべきなんじゃないのかなって思うんですけれども、それについてはどのようにお考えなのか、ちょっと大きくなっちゃったんですけれども、お伺いします。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 やはり高齢分野ですと、かなり対象となる人数が多くなる状況がございます。ですので、現在高齢の地域包括ケアシステムの事業所も8か所設置されている状況がございますが、障害分野、精神障害に限ったところになりますと、対象がかなり絞られ、高齢者に比べて少なくなる状況がございますので、まずは精神に特化した包括ケアシステムを構築いたしまして、当然地域によっては高齢分野の包括ケアシステムと連携を取っていくような体制は今後構築してまいりたいと考えております。まずは、システムをつくってまいろうという計画でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいでしょうか。

○後藤委員 はい。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 すみません、一つだけ。こっこの冊子のほうの44ページの具体的施策3の(2)の自立生活援助の表のところなんですけれども、計画に対して実績がゼロという理由、ほかのゼロは何か事業所がないとかいろいろ理由は分かったんですけれども、この実績がない理由は何でしょうか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 こちらの(2)の自立生活援助につきましては、現在サービス事業所として指定を受けている事業所がない状況がございまして、これまで実績がゼロということでございます。ただ、やはり地域で生活していくためには、グループホームとあわせて地域生活援助のサービスは今後必要になると考えておりますことから、実施していただく民間の事業所等を増やしていけるようにといたしますか、事業を選択していただけるように働きかけを強めてまいりたいと考えているところで、第6期計画としては数字を見込ませていただいた状況でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。はい。

ほかにございせんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、水戸市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、水戸市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画につきまして、高齢福祉課、介護保険課提出の資料により御説明いたします。

2枚ほどあります。この①のほうで御説明差し上げます。

まず、1の計画策定の基本的事項でございます。

(1)計画策定の趣旨といたしましては、本計画は、高齢化のさらなる進行等によります社会情勢の変化やこれに伴います国の制度改正等を踏まえながら、高齢者の福祉に関する施策を総合的に推進するとともに、介護保険事業の安定的な運営により、高齢者が安心して暮らせる地域社会を目指して策定するものでございます。

また、財産の管理または日常生活に支障がある認知症高齢者等の支援が課題となっていることから、成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づきます、市町村成年後見制度利用促進計画を今回新たに内包するような形で策定させていただいております。

(2)の計画期間でございます。令和3年度から5年度までの3年間でございます。

2、計画の基本的方向でございます。

(1)の目指す姿といたしましては、前第7期計画に引き続きまして、地域で支えるいきいき健康とあんしん長寿を本計画の目指す姿とし、水戸ならではの地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進してまいります。

(2)基本方針でございます。4つの柱で構成してございます。

基本方針1としましては、介護予防と健康づくりの推進ということで、こちら、元気な明日を目指す健康都市宣言の趣旨を踏まえまして、介護予防や生活支援の取組を充実させるとともに、地域貢献活動等への社会参加を促進しようとするものでございます。

基本方針2の住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の実現につきましては、相談支援体制の充実に努めるとともに、高齢者を見守り・支え合うネットワークづくりを推進してまいりたいと思っております。

また、成年後見制度の利用を促進するなど、高齢者にとって暮らしやすい環境づくりに努めるとともに、安心、安全な暮らしを支えてまいります。

基本方針3は、認知症施策の総合的な推進でございます。認知症との共生と予防の取組を強化してまいりたいと思います。

2ページをお願いいたします。

また、続きですが、必要な医療・福祉サービスにつなげるための初期集中支援体制や家族に対する支援の充実を図るなど、認知症施策を総合的に推進してまいります。

基本方針4は、介護・福祉サービスの充実でございます。介護保険を中心としたサービス基盤の強化、また要介護被保険者等の自立支援、重度化防止に努めるほか、要介護者の家族等における離職の防止、また介護保険事業の円滑な運営を進めて推進してまいります。

さらに、ICTを活用しながら、医療機関との介護サービス事業所等の連携を推進してまいります。

(3)は、重点施策でございます。6つ掲げさせていただいております。

重点施策1は、介護予防と健康づくりの推進でございます。介護予防と健康づくりを推進するとともに、社会参加等の取組を促進してまいりたいと考えております。

重点施策2は、成年後見制度の利用促進でございます。利用者が安心して利用できる仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

重点施策3、認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進につきましては、認知症への理解促進を図るとともに、認知症の方の視点を施策に反映するため、認知症の人本人同士で語り合う取組を普及します。

また、早期発見、早期対応のための体制を整備し、認知症の方とその家族のニーズに合った活動を行う支援体制の整備や若年性認知症の方への相談支援に努めてまいります。

重点施策4、介護人材の確保につきましては、介護人材の確保及び資質の向上のため、関係機関と連携して介護人材の就労支援や処遇改善を実施してまいります。

重点施策5、介護離職防止への取組としましては、在宅医療と介護の連携した柔軟なサービスを提供できるサービスの普及を図るとともに、円滑な利用を支援してまいります。

重点施策6、在宅医療・介護連携の推進につきましては、在宅医療や介護を担う職員の連携強化と資質の向上を図ってまいりたいと考えております。

3ページをお願いいたします。

(4)の目標指標でございます。今回21の目標指標を、各基本方針ごとに設定してございます。これらの目標指標は、毎年度の目標を設定しております。この結果につきましては、毎年社会福祉審議会高齢福祉専門分科会におけます評価、検証をいただきながら、進行管理を図ってまいりたいと考えております。中身の細かい説明は、ちょっと省かせていただきたいと思います。

最後の4ページをお願いいたします。

施策の体系ということでございます。目指す姿、地域で支えるいきいき健康とあんしん長寿に向けまして、4つの基本方針、14の基本施策、32の具体的な施策をもって、実現に取り組んで、実現に向けて推進してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、資料②の計画書を後ほど御参照いただければと思っております。

説明のほうは以上でございます。よろしく申し上げます。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

[発言する者あり]

○鈴木委員長 それでは、ないようですのでこの件について終わります。

次に、水戸市DV対策基本計画（第2次）について、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 それでは、水戸市DV対策基本計画（第2次）につきまして、子ども課提出の資料に基づき御説明申し上げます。

資料の①を御覧願います。

まず、計画策定の基本的事項、(1)計画策定の趣旨でございます。配偶者等からの暴力、いわゆるDVの防止に向けた取組が全国的に展開される中、さらなるDV防止に取り組み、被害者の立場に立った支援の一層の充実を図るため、現法律DV防止法に基づき本計画を策定するものでございます。

続きまして、(2)計画期間につきましては、本年度、令和3年度から令和7年度までの5か年としてございます。

次に、2、計画の基本的方向につきましては、まず(1)の目指す姿でございます。市民が安全に安心して暮らすためには、重大な人権侵害であるDVの根絶が求められることから、第1次計画を踏襲しまして、目指す姿を、配偶者等からの暴力のない安心して暮らせるまち・水戸といたします。

続きまして、(2)基本方針でございますが、4つございます。

まず、1つ目が多様な相談に対応できる体制づくりといたしまして、DVは潜在化、深刻化しやすいことから、第1次計画に位置づけ設置いたしました、水戸市配偶者暴力相談支援センターの相談機能の強化に努めるほか、関係機関と連携し、多様な相談に対応いたします。

基本方針Ⅱは、DV被害者の早期発見・安全確保といたしまして、被害者が早期に相談できるよう、窓口等の周知を図るとともに、地域の見守りや各機関等との緊密な協力体制によりまして、潜在化しやすい被害者の早期発見と支援を行います。また、緊急時における安全な避難場所を確保してまいります。

ページを返していただきまして、2ページを御覧いただきます。

基本方針Ⅲは、DV被害者等の自立に向けた支援といたしまして、DV被害者が安全、安心な生活環境を確保し、心身ともに健康な生活が送れるよう、自立や健康回復を支援いたします。また、影響を受けたDV被害者の子どもに対し、心理的ケアを実施するなど、健全な成長に向けた支援の充実を図ります。

基本方針Ⅳは、DV防止に向けた意識啓発の推進としまして、DVの防止と人権尊重に関する意識啓発を推進するとともに、教育機関などと連携しながら、若年層からの人権教育に取り組んでまいります。

次に、(3)の重点推進施策につきましては、2つ掲げてございます。

まず1つ目が、配偶者暴力相談支援センターの機能強化でございます。DV被害者に最も身近な相談窓口として体制の充実を図り、支援に関する情報提供、緊急時における安全の確保、各種制度等の活用による生活の自立等につきまして相談機能の強化を図ってまいります。

2つ目が、DV被害者とその子どもに対する連携支援の強化でございます。被害者の世帯が心身ともに健康で自立した生活を早期に送ることができるよう、被害者支援に関わる団体や水戸市要保護児童及びDV対策地域協議会の構成機関などとの連携を強化しまして、DV被害者とその子どもに対する一体的な支援の充実を図ってまいります。

次に、(4)の目標指標ですが、3つ設定してございます。

1つ目は、市のDV相談窓口を知っている割合につきまして、相談が迅速な相談につなげるよう窓口の周知に努めることにより、現状基準値46.3%から70%への増加を目指してまいります。

2つ目は、配偶者暴力相談支援センターによるDV相談対応件数につきまして、より相談しやすい環境をつくることにより、延べ400件へと増加を図るものでございます。

3つ目は、DVの防止に関する講座、広報・啓発の実施回数の増加を図ってまいります。

3ページを御覧願います。

3といたしまして、施策の体系を示しております。目指す姿を実現していくために、4つの基本方針、基本施策8項目、具体的施策16項目をそれぞれ体系づけまして、施策を推進してまいりたいと考えております。

計画の内容につきましては、資料②の計画書冊子を後ほど御参照いただきたいと思います。

説明につきましては以上です。よろしくお願いたします。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 目標値なんだけれども、2番に配偶者暴力支援センターによるDV相談対応件数がこれ増えているけれども、この計画をやると増えるんですか。この計画をやると減るんだから、ここは現状維持もしくは少ないほうが何か分かりやすいのかなって、ちょっと単純に思いました。

それから、この子どものDVというのは、親が子どもに対するDVそのものを言っているのか、範囲はどういうふうなところを言っているのかちょっと教えていただけますか。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

1つ目の配暴センターによるDV相談対応件数の増加目標に関しましてですが、御指摘のとおり、本来件数は減っていくことが目標であるべきとは考えるところではございますが、1の相談窓口を知っている割合がまだ50%に満たないという現状を踏まえますと、まだまだ家庭の中で起こるDVという問題が表面化しづらいという状況がまだ続いているんだろうというような認識の下、少しでも窓口を知っていただき、これはDVなのかもしれないと気づいていただきながら、件数の増加を図るということで、数値目標を高く設定しているところでございます。

もう1点目の子どものDV、児童虐待、こちらの関連につきましては、児童虐待の定義の中で、家庭内で配偶者間のDVが行われているのを見聞きすることが、イコール児童虐待に当たるという定義がございます。例えば、父親が母親に対して言葉の暴力、身体的暴力をしているのを日常的に見るということは、非常に心理的な影響を成長過程でもたらすというようなことが、非常に社会問題として指摘されているようなことから、DV被害者とそのお子さんを一緒に支援していくべきだろうというようなことでございます。DVという文言がいろいろな解釈がありますが、こちらの法律に関しましては、基本的には配偶者間の暴力あるいはパートナー間の暴力という定義でございまして、子どもに対する暴力に関しては児童虐待というふうに定義上は分類してございます。お願いたします。

○袴塚委員 分かりました。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 すみません。やっぱりコロナの影響で家の中にいることが増えてDVが見えにくくなりつつ、増えているというような報道もありますけれども、水戸市で今現状どのような状況なのか教えてください。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、DV件数は、コロナの影響もあるかと思いますが、令和元年度よりも2年度の数字は増えてございます。数値目標で掲げた309件という数字に関しましては、実は昨年度はコロナの影響で400件という数字よりも超えて500を超える件数を寄せられております。こちらは、特別定額給付金の支給に伴いまして、一時的に証明書が必要だという方も含みますので、そういった状況になりますが、もう一つの統計データがございまして、こちらは309件というのは、あくまでも被害者が申し出た件数の統計なんですけれども、関係機関を含めたいろいろな件数をカウントする統計の方法もございまして、こちらは速報値ではございますけれども、元年度が実数で150件だったものが、2年度は250件、約ですが100件程度の増加をしている状況でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

○土田委員 はい。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

それでは、ないようですのでこの件について終わります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について執行部から説明願います。

大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 それでは、新型コロナウイルスワクチン接種について御説明させていただきます。

今回は、一般の高齢者への接種に向け、スケジュール等の詳細が決定しましたので御報告させていただくものでございます。

まず、資料1番、茨城県における優先順位等の緩和でございます。茨城県において、クラスター対策として、接種の優先順位等が緩和されたものでございます。表の変更前のほうを御覧ください。もともとの優先順位としましては、1番が医療従事者等、2番が高齢者施設の入所者、こちら65歳以上のみということで、こちらはもともと茨城県のほうの基本方針として高齢者施設のほうを先にやりたいという考えでございました。そのほかにですね、入所者以外の高齢者の方、3番としまして基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者、4番、上記以外の方という順番でございましたが、茨城県のほうで変更後の2番の項目、網かけ部分が追加や変更になった部分でございますが、まず高齢者施設の入所者、こちらは64歳以下を含むというような形になっております。また、障害者施設入所者、こちらも同様に64歳以下を含むでございますが、この2点が追加されているというところでございます。水戸市としましても、茨城県の方針に従いまして、こちらを優先的に接種するという方向で現在動いているような状況でございます。

続きまして、2番、90歳以上の方を対象とした先行接種でございます。高齢者の中でも特に重症化リスクが高い90歳以上の方を対象に、一般の高齢者の方に先行しまして、接種を開始していきたいと考えております。全体的なスケジュールについては、後ほど説明させていただきますが、こちらの先行接種につきま

しては、まず予約開始日時を5月19日水曜日9時半から開始したいと考えております。

予約の方法でございますが、市のコールセンターへの電話予約と考えております。先行接種の日程でございますが、5月29日の土曜日と6月5日の土曜日の2日間、接種時間が9時から12時、午後2時から午後5時までと考えております。

接種会場でございますが、水戸市休日夜間緊急診療所で行う予定でございます。

対象者につきましては、市内に居住する90歳以上の方のうち、次の全ての要件を満たす方としまして、まず1番目としまして、2回目の接種が3週間後、こちら6月19日と6月26日の土曜日が次の3週間になりますが、こちらの日付に同じように水戸市休日夜間緊急診療所で接種が可能な方、2番目としまして、主治医からワクチン接種について事前に了承を受けている方、3番目としまして、施設の入所者や入院患者以外の方、こういった方々の90歳以上の方を対象に、先行接種を行っていきたいと考えているところでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページを御覧ください。

こちらが接種スケジュールでございます。

まず、これまで3月5日に医療従事者等への接種を開始しております。

続きまして、3月30日の火曜日に、市内の全高齢者へクーポン券を郵送しております。お手元のほうでございますが、白い封筒が置いてあるかと思うんですけれども、こちらが実際に高齢者の方々へ郵送させていただいたクーポン券となります。白いクーポン券とあわせてチラシが1枚中に入っているかと思いません。こちらが、実際に高齢者のほうへ送られた接種券でございます。

続きまして、4月1日に、市のコールセンターにおいて一般相談のほうを開始しております。

4月12日の月曜日には、高齢者施設等入所者等に対しまして、優先接種のほうの開始をしております。太字の部分から今後のスケジュールでございます。

5月14日の金曜日でございますが、市内の全高齢者へ予診票及び接種実施医療機関等一覧を郵送させていただきます。こちらは、お手元に置いてあります緑の封筒のほうを御覧いただければ思うんですけれども、こちらの中にですね、新型コロナワクチン接種の予診票をお送りしましたということで、予診票の記載例や実際の予診票、また接種医療機関の一覧ということで、あいうえお順になっております接種医療機関の一覧、あとファイザー社のワクチンとなりますので、そちらの注意事項を説明書という形で記載されております資料のほうを5月14日の金曜日に郵送させていただく段取りとなっております。

続きまして、5月19日の水曜日、こちら先ほど説明させていただきました市のコールセンターにおいて90歳以上の方を対象とした先行接種の予約の受付開始を行っていきたいと考えております。

続きまして、5月21日でございますが、こちらが一般の高齢者の予約の受付開始とさせていただきます。予約の方法は、市のコールセンター及びウェブシステムの2つの方法となっておりますが、実際に同様の2つの方法によりまして、先行して予約を開始したほかの自治体におきましては、予約開始当初の数日間電話が繋がらなかったり、システムの動作がおかしいなど、かなり混乱が生じております。これ皆さん多分ニュースでよく御覧になっていたかなと思うんですけれども、これらの混乱の解決策としまして、先行他市のほうに電話等で聞き取りのほうさせていただいたところですね、対面でお話をしながら予約をすることが

やはり効果があったという、そういうお話を伺っております。そのため、本市としましては、期間限定ではございますが、臨時の予約受付窓口、こちらを設置したいと考えております。

5月21日金曜日の欄の米印を御覧ください。

臨時の予約受付窓口でございますが、設置期間が5月21日金曜日から28日金曜日までの8日間、設置場所でございますが、本庁舎、常澄出張所及び内原出張所の3か所を予定してございます。また、こちらの臨時窓口のほうでございますが、逆に臨時窓口を制限なく設置してしまったので、庁舎のほうに長蛇の列ができてしましまして、人が押し寄せることによって混乱してしまったというケースもございました。そのため、窓口を利用したい人につきましては、事前申込み制とさせていただきたいと考えております。窓口を利用したいという方につきましては、事前に市のコールセンターのほうへ電話いただければと考えているところでございます。その中で市のコールセンターのほうで電話があった場合に、あなたは月曜日の10時からですよとか、土曜日の12時からですよといった形で時間配分を割り振ることによって、混乱の回避をしていきたいと考えているところでございます。臨時窓口の事前申込期間でございますが、5月17日の月曜日からコールセンターのほうで開始したいと考えているところでございます。

5月下旬になりましたらば、障害者施設入所者等への優先接種を開始したいと考えております。

5月29日の土曜日、6月5日の土曜日が、こちら先ほど説明させていただきました90歳以上の方を対象とした先行接種のほうを開始したいと考えております。

6月7日の月曜日に、一般の高齢者を対象とした個別接種、集団接種の開始を行っていききたいと考えているところでございます。

なお、表の下の米印の一番上でございますが、5月21日金曜日からの予約受付開始当初でございますが、やはりそうはいつでも混乱するという状況が考えられるところでございます。そのため、市としましては、75歳以上の高齢者が優先して予約をできるよう、74歳以下の高齢者につきましては、慌てずに予約を行っていただきたいという、そのような旨をですね、チラシとSNS等を活用させていただいて、呼びかけのほうを行っていききたいと考えているところでございます。

続きまして、4番、接種会場でございますが、接種会場は個別接種としまして病院、診療所等のかかりつけ医、こちら水戸市医師会さんの御協力をいただきまして、117か所ということで賛同していただいているところでございます。

集団接種、こちら常設の集団接種でございますが、常設会場としましては4か所、イオンモール水戸内原、ミオス、水戸オーパ、こちらは水戸駅南口のサウスタワーの中にある前のヤマダ電機さんが入っていらっしゃるビルのところの水戸オーパさん、あと水戸市休日夜間緊急診療所の4か所でございます。イオンモール水戸内原と水戸オーパは毎日開催、ミオスにつきましては月曜日から金曜日まで、水戸市休日夜間緊急診療所は土曜日みの開設という形でございます。

また、医療機関等の少ない地域におきましては、巡回接種というところで、まず出だしは3か所ということで巡回接種を考えております。国田市民センター、いきいき交流センターふれしあ、あと常陽銀行の平須グラウンド、こちらグラウンド内に管理棟がございまして、こちらのほうの3か所からまず巡回接種を開始したいと考えているところでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

5番の接種までの流れでございます。まず、先ほど御説明させていただきました市のクーポン券、こちらが郵送されております。

その後、市のコールセンターのほうへ電話かまたはウェブシステムで1回目の接種の日程と会場を予約していただく流れとなります。

予約した会場で1回目の接種をしていただくわけでございますが、こちら持ち物としまして、必ず忘れないでお持ちいただきたいのがクーポン券、あと本人確認書類、こちらできれば健康保険証をお持ちいただければと思います。どうしても副反応等ございます。接種会場で診療が行われるケースもございますので、健康保険証のほうはお持ちいただければと思います。続きまして、予診票ですね、こちら先ほど説明させていただいた予診票でございますが、高齢者の方には基本的に家で当日に書いていただいて、書いたものをお持ちいただければと考えているところでございます。もう一つ、お薬手帳を記載させていただいておりますが、こちらやはり薬によっては接種ができない薬もあるよということと言われております。そちらが予診ということで、ドクターのほうで判断することになりますが、高齢者の方など特に自分が何の薬を飲んでいるかというのがあまりよく分からないという方もございますので、お薬手帳、こちらをお持ちいただければと思っております。

服装でございますが、今回の接種場所でございますが、肩から大体指3本ないし4本ぐらいの場所、こちらに打つような形になっております。かなり高い位置に接種するような形となりまして、普通にワイシャツ等ですとめくれるような位置ではなく、やはり脱いでしまうような形を取るしかないというような状況でございますので、Tシャツやノースリーブ等、接種会場に行くときには、服が肩が出しやすい服装でお願いしたいと思います。

こちら、もしも皆様御協力いただけるのであれば、市民から問合せ等あった場合には、ぜひとも今説明させていただきました事項のほうを市民にも周知するというところで御協力いただければと思います。よろしくお願いたします。

6番、市コールセンターでございます。市のコールセンター、正式な名称は、水戸市新型コロナワクチン接種コールセンターと名づけております。一般相談や質問、予約の受付、こちら5月21日からでございますが、あとキャンセル対応、クーポン券の再発行等を行っております。受付時間が9時30分から17時まで、土日祝日も対応しております。また、参考までに、厚生労働省と茨城県のコールセンターのほうも記載させていただいておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

本格的にワクチン接種が開始するというところで、水戸市としても今かなりばたばたとしてしまっているところですが、鋭意事業を進めているところでございます。ただ、今回のワクチン接種の予約につきましては、正直混乱が避けられないのではないかと考えているところでございます。ぜひとも皆様、市民の方々に慌てないで接種予約してくださいということを周知していきたい、こちらに御協力いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

資料の説明は、以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

木本委員。

○木本委員 丁寧な御説明ありがとうございます。

いよいよ一般の方、高齢者ですけれども、予約が始まるということなのですが、多分ほかの委員さんも時間内で聞きたいことあるから、1点だけ聞きたいんですけれども、5月21日から予約受付開始とはいっても、できれば75歳以上、いわゆる後期高齢者の方を優先してできればと考えていると。できれば65歳以上前期高齢者の方に関しては、少し待っていただきたいということなんですけれども、これを説明する場合に必ず聞かれると思うのは、じゃいつぐらいに予約すればいいんですかという話になると思うんですね。ここが多分混乱をある程度分けていくための一番初めになるかと思うんですが、そこについてはどういうふうに説明でしょうか。

○鈴木委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの木本議員の御質問にお答えさせていただきます。

大体、他市の混乱の様子を見ていますと、この間、横浜もシステムダウンしてしまったよというお話があったかと思いますが、基本的に2日間ぐらいで大体収まっているのかなど。実際に県内でも取手市さんとか守谷市さんが先行接種でやられているんですけれども、守谷市さんの例を見ましても、やはり2日ぐらいたちますと、3日目あたりからは大分落ち着いてくるというお話をいただいておりますので、もしも市民の方から御質問された場合には、二、三日ちょっとお待ちいただければ、基本的には落ち着いてくると考えておりますので、二、三日お待ちいただいて、システムのほうからでも構いませんし、電話予約でも構いませんので、予約していただければとお伝えいただければと思います。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 はい、分かりました。

家族とかがいれば、ウェブとかでできると思うんですけれども、恐らく御本人が直接やる場合はまず電話が多いと思うんですけれども、ちなみにこの予約のための予約があるんですけれども、この予約のための予約を連絡するのは、この6の市コールセンターにかけてくださいということですね。ちなみにですけれども、ウェブはどこで見られるんですか。

○鈴木委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ウェブ予約につきましては、今現在まだシステム会社さんと調整中でございますが、最終的には水戸市のホームページ等から飛ぶような形でできるということを考えております。また、LINE等で、こちらのウェブですよということでお知らせのほうもしていきたいと考えております。こちらも出来上がり次第、市民にほうに周知したいと考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 課長おっしゃったとおりで、大体ほかの他市の事例を見ると、まず電話はつながらない、ウェブは分かりづらい、大体これですね、言われるのは。ですから、ウェブに関しては、ぜひそこはなかなかどういうふうに説明していくか難しいところなんですけれども、水戸市のホームページのトップとかに多分リンクさせるんでしょうから、そういった形でできるだけ分かりやすい誘導をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 これから14日にこれ送ることになっていると思うんですけども、申込みがいつからって何も書いていないから、届いた途端にみんな電話しちゃうんじゃないかという心配なんですけど、21日から電話受付が始まるというのは、どこで知るんでしょうか。

○鈴木委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

こちら中に同封されております新型コロナワクチンの一覧表ですね、医療機関の一覧表を御覧いただければと思うんですけども、こちら大変申し訳ないところでございますが、印刷の時期の関係上、この一番上にお問合せとか6月上旬からスタートですよ、これしか記載されていないような状況です。今、委員御指摘のとおり、じゃいつからなんだというところをお知らせするのに、今まず広報のほうを5月15日号の「広報みと」に入れられるように段取りを進めているところでございます。また、現在、ホームページや各種SNSはもちろんのことですね、かかりつけの医療機関さんのほうにお問合せがかなりいっているということで、そのかかりつけのお医者さんたちが説明できるように、チラシのほうを1枚用意しようと思っております。各医療機関にそういったチラシを配布させていただければと思っております、そういった中でちょっと周知のほうをさせていただくと。どうしても時間的な余裕がなかったので、このような形を取らせていただければと考えているところでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 いやいや、5月21日から受付が始まるってもう決まっているのであれば、今おっしゃったようなことは、これを受け取った人には広報が届く間もないと思うんです。例えば、受付は21日からみたいなのを1枚入れたほうが、というのは、大変無駄な労力が必要になっちゃう。これ間違いなくこれだけももらったら、電話番号にすぐかけると思うんですよね。そうすると、いやまだなんですよ、21日までなんですよという、この電話が殺到することで、コールセンターの皆さんの無駄な疲弊が目に見えるようなんですけども、何か工夫はできないのかなと思ったんです。

○鈴木委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

委員の御指摘はもともとだということは重々承知の上なんですけれども、印刷屋さんのスケジュール等の関係上、実際にもうこちらのほうは印刷が終わって封もほぼされているような状況でして、新しく紙を追加するというのがなかなかできない。もうこれはスケジュール上の問題で大変申し訳ありません。ですので、先ほどチラシ等ということもお話しさせていただいたんですが、今日マスクリリースのほうもさせていただきまして、テレビや新聞さんも大いに、日本語悪いんですけども、御活用させていただきながら市民の方に周知していきたいと考えているところでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 本当に大変なことになると思います。頑張ってください。

あともう一つ、90歳以上の方を先にということにしたそうですけれども、この対象になる方というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○鈴木委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 90歳以上の方につきましては、今市のほうで考えていますのは、基本的に施設に入所している方や実際になかなか動けない方、あと、かかりつけの病院さんでかかる方が多いのかなと、実際は考えているところでございます。なので、本当にこの優先接種の対象となる方となりますと、実際にちょっと住民基本台帳上の人数しか把握はしていないんですけれども、入所者等の人数まではちょっとこちら把握できていないものでして、ただあまり多くない人数なのかなと考えているようなところでございます。ただ、こういった方々も逆にかかりつけ医がいらっしゃる方につきましては、基本かかりつけ医でやるということで、かかりつけ医の先生方も言っているんですけども、ただ、どうしてもかかりつけ医さんが接種しないよというところもございますので、そういった方々もすくっていきたくて。なので、休日夜間緊急診療所に基本的には歩いて来られる方々を対象として先行接種をしたいと考えているところでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かったような、分からないような説明だったんですが、ただ、90歳以上の方、ある程度家にいらっしゃる方で、せっかくステイホームで出歩かないでいる人を休日夜間診療所まで出歩かせて、逆にリスクが高まるんじゃないかなという心配をしてしまったものですから、その辺りどういう理由づけでこうされたのかなと思ったんです。というのは、保健所の隣にあるわけだから、いろんな人が出入りしているところに90歳以上の方を来させるわけでしょう。それって何なんだろうという疑問のほうが多くて。

○鈴木委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回の先行接種をします5月29日と6月5日のこの時間帯につきましては、接種会場ということで、予約をされている方以外は入らないような形になっております。また、感染症対策のほうも徹底して実施したいと思っております。

○鈴木委員長 よろしいですか。はい。

ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 このコロナワクチンの接種、今度はこれ予定どおり行うんですね。確実にこの予定どおり行う。なかなかワクチンの配られる状況というのもあったので、非常に不安なんですけれども、実施に向けてよかったと思います。

それで、まず1点は、この今説明あった資料の中で、県が前の変更前から変更後になったということで、ここに示されておりますが、高齢者施設というのは、何か前の記憶では、入所者、この64歳以下も含むということで全員なんだろうけれども、それに従事する職員の方、これも同時にするというような発表がなされていたような気がするんですけども、それについてはどうですか。

○鈴木委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの質問について御説明させていただきます。

今、委員御指摘のとおり、高齢者施設の入所者につきましては、従事者も同時に接種することが可能ですよということになっております。資料上は、等という形でこのお尻に等をつけさせていただいているのが、この従事者でございます。基本的な考え方としましては、高齢者施設、こちらにお医者さんが出向いて今接種をしているような状況です。その場で入所者とともに従事者も一緒に接種してしまいたいという考えの下、同時に接種できる場合は、従事者も接種しているという状況でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 この順位が書いてあるけれども、この順位とは限らないで、等という意味の2番のほうの接種、それは施設の判断となるわけね。

それと、前の委員会等でも木本委員からもありましたけれども、医療従事者の接種率はどのぐらいになったんですか、これ。まだ終わっていないですよ。

○鈴木委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

医療従事者の接種につきましても、着実に進んではいますが、まだ終わっていない段階でございます。こちら4月30日までの集計でございますが、1回目が接種なされている方々が64.2%、2回目の接種済みの方々が12.6%となっております。今後の医療従事者の接種につきましては、今の想定でございますが、接種に関わる医療機関の先生方、看護師さんたちにつきましては、ほぼほぼ5月中には接種が終わるのかなと、2回目までの接種が終わるようなスケジュールで段取りしているところでございます。ただ、医療従事者の中には、薬局の方々とか、実際にその病院の方々以外の方々も医療従事者等の中に含まれてございます。こちらの方々が全て接種を終わるのは、6月中を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 高齢者施設等においては、その顧問のお医者さんがいるわけですよ。そういう福祉施設というか、高齢者施設には、それを担当している専属のお医者さんがいるわけですが、その方についてはまだ終わっていないですよ。それらについては、この施設での接種が始まるどのぐらい前に終わらせる予定なんですか。

○鈴木委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

今御指摘いただいたとおり、高齢者施設に接種するお医者さんたちは、さらにそのお医者さんの中でも優先して今接種を受けていただいている状況でございます。ただ、実際に2回目まで終わらずに、1回だけ接種したお医者様が高齢者施設で打っていただいているというのも現状でございます。ただ、基本的に2回目の接種が終わった後に打てるような形で、今施設のほうと医療従事者のほうと段取りさせていただいておりまして、市としましては、そのマッチングができ次第、至急基本的には接種をするお医者さんたちを優先してワクチン接種のほうを行っていただいているような状況でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 スムーズに進めていただきたいなというふうに思っております。

それから、この集団接種の説明ありましたよね。水戸市においては新聞等でもちらちら、集団接種についての記事なんかも載っていましたが、今回示されたその一番最後の巡回の集団接種は、今回は3か所と言われましたけれども、その説明の中で今後についてはということをちょっと匂わせたような気がしたんですけれども、その今後についてはどうなんですか。

○鈴木委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

集団接種につきましては、まず3か所ということで説明させていただいております。こちら個別接種の数が117か所ということで、かなり医師会さんのほうの御協力いただきまして、広範囲でほぼほぼ市内の全域をカバーできるような形で御協力いただけることになったのが1点と、また水戸オーパさんとか、イオンモールさん等、民間の施設のかなり大きな施設で集団接種ができるようになりました。なので、当初予定していたところよりも、どちらかという巡回接種はどうしても非効率と言ったらあれですけれども、小さい接種会場で少しの人数しかできないものですから、効率性に欠ける部分がございますので、まず個別接種をやはり中心にやらせていただきまして、本当に少ない部分だけこの巡回接種を考えているというところでございます。

ただし、今後このワクチン事業はどのようなことが起こるか分からないということが正直あります。私も想定しないことが起こるのではないかと考えております。なので、まず3か所と説明させていただきましたのは、今後も追加する可能性はやはり当然ございますので、まず出だしは3か所という形で説明させていただいているところでございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 その効率とか、医師の確保の関係ということであるんでしょうけれども、集団接種の市民センター等では、すごく地域にとっては接種しやすいのかなと思ったんですけれども、じゃあね、よい方法を取りながら接種を進めていただければというふうに思います。

それから、このイオンモール内原あるいは常設のところで、これ毎日というのが書いてありますよね、これね。これは、いつからいつまでということで、どういったふうになるんですか。

○鈴木委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

イオンモール水戸内原と水戸オーパにつきましては、土日も含めて毎日開催したいということで、毎日と記載させていただいております。今考えておりますのは、午後の2時から5時ぐらいまでを接種会場としまして、連日集団接種のほう開催できればと考えております。ただ、どうしても今お医者さんたちの派遣の日付を調整しているところでして、どうしても医者がいないときには、もしかしたらできない日もあるかもしれませんが、市としましては、基本的にここは連日やるということでの会場だということで、考えているところでございます。

〔「期限はないですか、ずっと」と呼ぶ者あり〕

○大図保健予防課長 期限は、やりたいという市民の方々が全て打てるようになるまでずっとやるというこ

とです。

〔「これ予約制でしょう、これ」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 予約制ですね。

田口委員。

○田口委員 あと最後に、この市のコールセンターが開始になったらどうなるとか、今も相談は受けているんでしょうけれども、このナビダイヤルというのは、よく分からないんですけども、無料なんですか、これ。

○鈴木委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ナビダイヤルは無料ではございません。費用のほうはかかっていますが、ナビダイヤルというのは、よく電話をしますと、何々については1番を、何々については2番を押してくださいみたいな、あれがナビダイヤルでございます。今回ナビダイヤルを入れることによりまして、コールセンターの運用の効率性のほうを図っていきたい。やはり何でもかんでも出てしまうというより、ナビダイヤルを入れることによりまして、各区分が最初にできますので、コールセンターの運用の効率性を図るためにナビダイヤルを採用しているところでございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 なるほどね。使う側にとっては、いろいろ問合せしたときに、その音声で案内されたり、取りつくまで非常に時間かかりますよね、これね。ぱっぱってそこで話もできないし、次の番号を押してくださいというのに、どうやって押すんだっけなんて携帯をずっと見ながらね。それでやるんですからしょうがないにしても、これナビダイヤルでやる場合に結局一人の人がかけて、終わって次の、次というか後から後から入ってくると思うんですけども、この電話受けの体制というのは、そうするとどういうふうになるんですか、このナビダイヤル。

○鈴木委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

このナビダイヤルを入れるから体制が変わるということではございませんので、普通に電話がかかってきて、例えば私が電話したよとなりますと、そこでボタンを押していただいて、そうするとコールセンターのほうで何の質問にこれで電話しているんだなというのが分かるというだけでして、普通にもう電話で回答しているのと同じです。今コールセンター自体は30回線予定しておりますので、予約受付当初のその日、多分午前中がかなり混雑するかなとは考えているんですけども、それ以外あれば計算上は特に問題なくスムーズに電話がいただけるのかなと考えているような回線数になってございます。ナビダイヤルだから何か特殊なことがあるということはコールセンター側では特にないのかなと考えているところです。

○鈴木委員長 ほかに質問があるので、よろしいですか。ほかの方もいらっしゃるので、すみません。

○田口委員 はい。いいですよ。

このナビダイヤルもこういう仕組みですので、仕方ないと思いますけれども、効率よくスムーズにできるような体制を取っていただければというふうに思います。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 2点質問させていただきます。

これ、コールセンターで予約をすると、まず電話をして予防接種をやりたいですということを言って、それで自分からこの中から選ぶという形ですか。

○鈴木委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今、委員御指摘のとおり、電話の流れとしましては、こちらの一覧表の中にあります病院、例えば電話がありましたらば、どこかかかりつけの病院とか、打ちたい病院さんありますかというふうな、まず病院を決めていただいて、それから日付を決めていくというような流れになるかと考えております。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 分かりました。ありがとうございます。

あともう一つは、15日に出る「広報みと」で日にちについてお知らせするということがあったんですが、高齢者の方は、やっぱり紙媒体がいいっていろんな方が言っていて、でも紙媒体がいいって言いながらも、何かこういうのをちゃんと見ていなかったりするんですよ。「広報みと」には、どのぐらいの大ききさで書いていただけるのかなってお聞きしたい。

○鈴木委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回特集を組んでいただけていますので、医療機関のこの一覧もあわせて3ページほど、「広報みと」のほうページ数取らせていただいている状況でございます。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 じゃそうすると、「広報みと」の一番最初のところに、日にちもばんと出て、見やすいということなんですね。はい、ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、ないようですので、この件について終わります。

〔「ちょっと教育でさ、修学旅行が中止なったの言ったらよかっぺよ」

と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、その他でちょっとだけよろしいですか。

修学旅行の関係で御説明をお願いします。

春原所長。

○春原総合教育研究所長 中学3年生の思い出に残る大きな行事ということで、5月の下旬から京都、奈良、関西方面への修学旅行のほうを計画してまいりました。校長会等とも協議をしまして、最後の最後まで何とか実施することはできないかということで調整はしてきたんですけれども、関西方面の感染状況、東京都の感染状況等も踏まえまして、5月から実施する京都、奈良方面への修学旅行につきましては、中止と判断させていただきました。

今後ですけれども、時期は今いつというふうにお答えすることはできませんが、3年生のために何か思い出に残るような形で各学校とも連携を図りまして、旅行業者等とも連携を図りまして、中学3年生にとって思い出に残る行事を、代替の行事のほうを今後計画してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

〔「あとは成人式の結果とか、報告みたいなのは何かないの」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 開催していただいた成人式の御報告をお願いします。

湯澤生涯学習課長。

〔「あと、秋についてどうするのか」と呼ぶ者あり〕

○湯澤生涯学習課長 成人式につきましては、5月5日にアダストリアみとアリーナで2部制にて開催いたしました。今回の成人式では、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを設け、徹底した感染症対策を施した上での開催となりました。また、水戸市が県から新型コロナウイルス感染症の拡大市町村に指定されたことや他都道府県との往来は極力自粛するよう求められたことから、今回は県内の居住者を対象に成人式を開催いたしました。その結果、1部、2部あわせて1,071名、対象者の約41%の参加がございました。また、今回参加できなかった県外の居住者や入場制限いたしました保護者に向けて、インターネットによるライブ配信を実施いたしました。しかしながら、県外居住者の方には、大変残念な思いをさせていただきました。やはり一生に一度のことでございますので、県外の居住者の方のためにも成人式を開催し、二十歳の門出を祝いたいとの思いから、秋に県外の居住者を対象とした成人式を開催してまいりたいと考えております。内容等につきましては、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これ秋にやるって言ってもさ、休みしか来らんないでしょう。この辺については、もう規定されていないと、今の状況だとなかなか難しいんじゃないの。例えば夏過ぎてからいつやるよって言われても、県外の方ってなかなか来らんないですよ。その辺については、いつ頃までに、どういうふうな考え方でやろうとしているのか。

それから、去年は千何名来たって言うけれども、例年の参加者に比べて実際どうだったのか。秋に対象としているのは何名ぐらいいるのか、その辺についてちょっといいですか。

○鈴木委員長 湯澤課長。

○湯澤生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

例年でございますと、成人式対象者の約8割の参加がございまして、今回対象が2,600人程度でございますので、通常2,000人程度を見込んでございます。今回1,071名で約半数程度の参加があったところでございます。そのうち来れなかった人のうち、県外にお住まいの方がどれくらいいるかというのは、ちょっと今分からない状況でございますが、早めに日程を決めまして周知に努めていきたいと考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 秋の部分については、これから考えるということでしょうけれども、僕は早急に決めて、御通知申し上げるということにならないと、なかなか今のコロナがどういう状況になるかも分からないわけですから、非常に厳しいのかな。ですから、ある程度概要が決まりましたら当委員会のほうにも御報告をいただいて、しっかりお願いしたい。

それから、修学旅行なんだけれども、各学校の校長さんの思惑の中でやるという、そういうふうな説明だと思っただけだけれども、現実のところ、なかなか校長さんの考え方によっては、思い出の度合いが違うと思うんですよ。ですから、やっぱりそこはしっかり進行管理して、そして本当に、我々は毎年何かをしようと思えば自分でできるんだけれども、小学校6年生とか、それから中学校3年生というのは、もうその瞬間しかないんですよ。その瞬間を逃して1年後にやったから、じゃその中学の思い出が残るのかといたら、これ残らない。そのぐらい重い行事だというふうに思うんで、船中泊がなくなっちゃった、何もなくなっちゃったという中で、この2年間の子どもたちの思い出というのは、相当寂しいものになっているんじゃないかな。そういう意味では、しっかり総研のほうで進行管理をして、そしてどういう状況になっているのか、どの辺学校でどういうふうなことをやっているのか、そういうことも含めてある程度委員会のほうにも御報告いただきたいと、このように思います。

○鈴木委員長 よろしいですか。はい。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時59分 散会